

訪問販売、訪問購入(買取り)といった
訪問による勧誘を

お断り！
訪問勧誘

拒否^{します}

勧誘を目的とした訪問の場合、
直ちに立ち去ってください。

このステッカーを無視して勧誘を行った
場合、奈良県消費生活条例違反となります。

相談窓口

消費者ホットライン

イヤヤ
☎188

奈良県・奈良県消費生活センター